

適用拡大登録

区 分	殺菌剤
農 薬 名	パレード 20 フロアブル
種 類 名	ピラジフルミド水和剤
登 録 番 号	第 24071 号
登 録 会 社	日本農薬株式会社
登 録 日	令和 6 年 11 月 27 日

登録内容

農薬登録申請書第 7 項を以下のとおり変更する（変更後は別紙）。

- 1)使用時期の変更：はなやさい類/黒すす病（100 倍）：定植前日～定植当日⇒育苗期後半～定植当日
- 2)作物名の追加：なばな類
- 3)作物名の変更：豆類（未成熟、ただし、さやえんどうを除く）⇒豆類（未成熟）
- 4)作物名の削除：さやえんどう
- 5)適用病害虫名の追加：アスパラガス/褐変病
豆類（種実、ただし、らっかせいを除く）、豆類（未成熟）：うどんこ病（だいず、さやえんどう）、
褐紋病（さやえんどう）
にら/褐色葉枯病（2000 倍）
- 6)使用方法の追加：アスパラガス：8 倍（1.6L/10a）、10 倍（2.0L/10a）、16 倍（3.2L/10a）無人航
空機による散布
ねぎ/黒斑病、葉枯病、さび病：20 倍（1.6L/10a）、25 倍（2.0L/10a）、40 倍（3.2L/10a）無人航
空機による散布

使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」の(5)を以下のとおり変更し、別紙 2 のとおりとする。

【変更前】

- (5)カラー及び花はすに使用する場合は、湛水状態で使用しないこと。また、使用后 14 日間は入水しないこと。

【変更後】

- (5)みずかけな(水掛菜)、カラー及び花はすに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 14 日間は入水しないこと。

別紙 1

【変更後】(変更する作物のみ抜粋)

7. 適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピラジフルミドを含む農薬の総使用回数
豆類 (種実、ただし、らっかせいを除く)、 豆類 (未成熟)	菌核病 灰色かび病 うどんこ病 (だいず、さやえんどう) 褐紋病 (さやえんどう)	2000~4000 倍	100~300L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
はなやさい類	菌核病 黒すす病	2000~4000 倍	100~300L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内 (灌注は 1 回以内)
		16 倍	1.6L/10a			無人航空機による散布	
		20 倍	2.0L/10a				
		32 倍	3.2L/10a				
菌核病 黒すす病	100 倍	セル成型育苗トレイ 1 箱または、 ペーパーポット 1 冊 (約 30×60cm、使用土壌約 1.5~4L) 当り 0.5L	育苗期後半~ 定植当日	1 回	灌注		
なばな類	菌核病	2000 倍	100~300L/10a	収穫前日まで	2 回以内	散布	3 回以内 (灌注は 1 回以内、 散布は 2 回以内)
		100 倍	セル成型育苗トレイ 1 箱または、 ペーパーポット 1 冊 (約 30×60cm、使用土壌約 1.5~4L) 当り 0.5L	定植当日	1 回	灌注	
にら	白斑葉枯病	2000~4000 倍	100~300L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
	白絹病 褐色葉枯病	2000 倍					
アスパラガス	茎枯病 斑点病 褐斑病	2000 倍	100~700L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
		8 倍	1.6L/10a			無人航空機による散布	
		10 倍	2.0L/10a				
		16 倍	3.2L/10a				

ねぎ	黒腐菌核病	100 倍	セル成型育苗トレイ 1 箱または、 ペーパーポット 1 冊 (約 30×60cm、使用 土壌約 1.5～ 4L) 当り 0.5L	育苗期後半～定 植当日	1 回	灌注	3 回以内 (灌注及 び浸漬は 合計 1 回 以内)	
		25～ 50 倍	—	定植直前		5～10 分間苗 根部浸漬		
	黒斑病 葉枯病 小菌核腐敗病 小菌核病	2000～4000 倍	100～ 300L/10a	収穫前日まで	3 回 以内	散布		
	さび病 黒腐菌核病 白絹病	2000 倍						
	黒斑病 葉枯病 さび病	20 倍	1.6L/10a			無人航空機 による散布		
		25 倍	2.0L/10a					
		40 倍	3.2L/10a					

別紙 2

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 使用前によく振ってから使用すること。
- (3) 散布量は、対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせて調節すること。
- (4) 薬剤耐性菌の出現を防ぐため、本剤の過度の連用はさけ、なるべく作用性の異なる薬剤との輪番で使用すること。
- (5) みずかけな(水掛菜)、カラー及び花はすに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 14 日間は入水しないこと。
- (6) 灌注で使用する場合には、次の注意事項を守ること。
 - ①調製液をセル成型育苗トレイ又はペーパーポット上方から全体に行き渡るように灌注すること。また、薬剤の効果を十分に発現させるために、処理直前や直後の灌水はさけること。
 - ②キャベツ又ははくさいの苗立枯病に使用する場合、リゾクトニア菌による苗立枯病には有効であるが他の病原菌による苗立枯病には効果が劣るので、リゾクトニア菌以外による苗立枯病の混発が予想される場合には他の有効な薬剤と組み合わせて使用すること。
 - ③キャベツの根朽病に使用する場合、育苗期間中の感染が主であるため、育苗期間を主体に使用することが望ましい。
 - ④レタスのすそ枯病に使用する場合、灌注処理での効果は生育初中期が主体であるため、その後の発生が予想される場合には他の有効な薬剤と組み合わせて使用すること。
- (7) 無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ①散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ②散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④散布薬液の飛散によって自動車やカートを塗装等に被害を生じるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤散布終了後は次の項目を守ること。
 - (a)使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - (b)機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (8) にんにくの種球に塗沫する場合は、薬剤が種球に均一に付着するよう処理した後、乾燥させること。
- (9) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (10) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。